

12 こころシニアクラブ規約

こころシニアクラブ規約

(名称)

第1条 この会は「こころシニアクラブ」と称す。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、健康で明るい生活を図ると共に、社会福祉、老人福祉に資するものとする。

(会員)

第3条 この会の会員は、こころ(伴南)地区内に居住する者で、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 年齢は60歳以上で、入会手続きを得ている者。
- (2) 賛助会員 年齢に拘わらず、この会の趣旨に賛同し援助を申し入れる者及び入会を希望するもの。

(事業)

第4条 この会は、次のような事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連帯に関すること。
- (2) 会員の生きがいと健康づくりに関すること。
- (3) 地域内の各種団体(こころ自治会、伴南小学校、こころ子供会、伴南体育協会など)との連携事業
- (4) その他必要なこと。

(運営)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 役員 会長 1名 副会長 2名 運営委員 5名程度
会計 1名 会計監査 1名
- (2) 顧問 この会に顧問を若干名置くことができる。
- (3) 任期 役員の任期は1年間とする。 但し再任は妨げない。

(会議)

第6条 この会は、年1回総会を開催し、次のことを審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の報告。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定。
- (3) 役員人事の決定。
- (4) その他必要なこと。

(経理)

第7条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収支をもって賄う。

- (1) 会費は、年1,200円とする。
- (2) 必要に応じて、特別会費を徴収することができる。
- (3) 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第8条 この会の改正は、総会の承認を必要とする。

付則

- (1) 会費は一人年額1,200円を一括支払いとする。
- (2) 途中入会脱会は、月割りで会費を計算するものとする。
- (3) この規約は、平成19年4月1日から施行する。
平成21年4月1日から一部改正施行する。

こころシニアクラブ申し合わせ事項

[1項] 業務運営の基本的考え方

- (1) 役員と顧問により「運営委員会」を設置する。
- (2) 運営委員会は、次の事項を行います。
 - ① 年間活動計画に基づき各種行事等を計画実施。
 - ② その他総会への提案事項及び総会の議決を要しない事項。
- (3) 運営サポートとして、各街区に「街区幹事」1名を選出します。
- (4) 「街区幹事」の担当業務は、次の事項を行います。
 - ① 運営委員会からの指示による、会員への周知、行事参加等の確認。
 - ② 「こころの便り」の配布。
 - ③ 新規会員の手続き、脱退手続き、会費の徴収。
- (5) 役員等の選出準備段階の基本的な考え方。
 - ① 「役員」及び「街区幹事」は、会員期間1年以上の全会員が持ち回りのうえ行う。ただし、高齢者の方、特殊事情の方は考慮する。
 - ② 会の運営については、多くの会員が企画運営に参加のうえ、皆で作り上げ協力し合う運営体制とする。
 - ③ 「役員」と「街区幹事」は、兼任は可能とする。

[2項] 会員の慶弔に関する取り扱いについて

- (1) 儀礼
会員が死亡したときは、香典として「5,000円」を贈る。
- (2) その他の慶事
運営委員会において審議のうえ行う。

[3項] 旅費について

会員が会務のために、自家用車を利用した場合の交通費は、自家用車1台につき一律1回300円+高速代、駐車場代、又は実費（バス代等）を支給する。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ※ 2項の(1)見舞い | 削除・平成23年4月3日総会にて承認 |
| ※ 3項の旅費について | 修正・平成23年4月3日総会にて承認 |
| ※ 2項の(1)電報 | 削除・平成26年4月6日総会にて承認 |
| ※ 3項の旅費について | 修正・平成26年4月6日総会にて承認 |